

第135回三重県森林審議会 事項書

日時：令和6年12月12日(木)

13:30～

場所：三重県勤労者福祉会館6F 講堂

1 開 会

2 審議事項

(1) 三重の森林づくり基本計画の変更について（最終案）

3 報告事項

(1) 令和5年度における森林環境譲与税の活用状況について

4 その他

5 閉 会

【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第135回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

資料1-1：三重の森林づくり基本計画（変更）の最終案について

資料1-2：新たな「三重の森林づくり基本計画」最終案（概要）

資料1-3：新たな「三重の森林づくり基本計画」最終案 施策展開の概要

資料1-4：新たな「三重の森林づくり基本計画」最終案 重点的に実施するプロジェクト

資料1-5：新たな「三重の森林づくり基本計画」に対する各意見への対応

別冊：三重の森林づくり基本計画（最終案）

資料2：令和5年度における森林環境譲与税の活用状況について

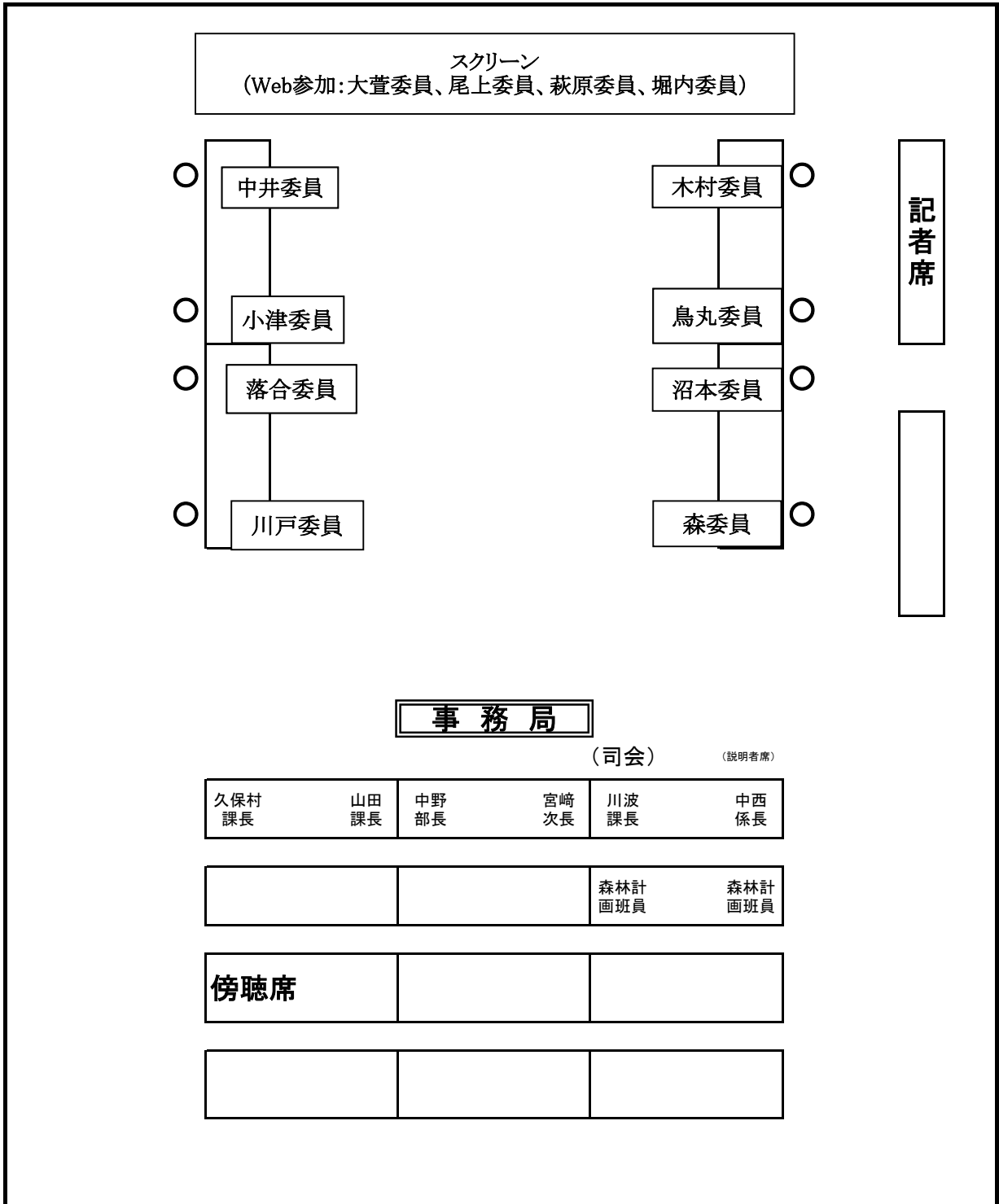
第135回森林審議会出席者名簿(五十音順)

任期(R5.3.1～R7.2.28)※一部委員は始期異なる

出欠	氏名	所属
web	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長
	小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長
	落合 賢治	三重県木材組合連合会会長
web	尾上 壽一	紀北町長
	川戸 英騎	三重森林管理署長
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長
	鳥丸 猛	三重大学准教授
	中井 毅尚	三重大学教授
	沼本 晋也	三重大学准教授
web	萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役
web	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社
	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長
(ご欠席)	山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所
	計 13名	

第135回三重県森林審議会 座席表

令和6年12月12日



三重県森林審議会 法的根拠について

(1) 審議会の組織について

森林法

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

付属機関等の設置・運営等に関する基本的な取り扱いについて

(3) 委員の選任

④ 長期就任

長期就任の弊害を回避するため、同一の付属機関における就任期間は、原則として8年間までとすること。

三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

(2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

森林法

(地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

(指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が私有林である場合にあつては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(私有林にあつては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する私有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、私有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあつては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、私有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている私有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害等防除法

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(庶務)

第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

(職務代行者の選任)

第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

(招集)

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員から請求があったとき。

(通知)

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

(議長)

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の成立)

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(WEB会議システムによる出席)

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

(議事)

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面による議決権の行使)

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

(議事関与の制限)

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

(議事録)

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

(部会)

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

(部会の緊急開催)

第14条 任期満了に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。
この要領は平成10年4月1日から施行する。
この要領は平成14年4月1日から施行する。
この要領は平成16年4月1日から施行する。
この要領は平成20年4月1日から施行する。
この要領は平成24年4月2日から施行する。
この要領は平成29年7月26日から施行する。
この要領は令和2年12月4日から施行する。
この要領は令和5年8月31日から施行する。

三重の森林づくり基本計画（変更）の最終案について

1 三重の森林づくり基本計画（変更）の最終案について

第 134 回森林審議会（8 月 22 日）でお示しした中間案について、委員の皆様や環境生活農林水産常任委員会（10 月 7 日）のご審議のほか、市町・林業関係団体・林業事業体との意見交換会、パブリックコメント等でいただいたご意見をふまえて最終案（別冊）※を作成しました。

※中間案からの変更箇所については下線表示

2 基本計画（変更）の最終案について

(1) 中間案への意見について

中間案に対して幅広く意見を募集するため、次のとおり意見交換会やパブリックコメント等を実施しました。

No	日程	対象	概要
1	9 月 2 日～6 日	市町、林業関係団体、林業事業体	3 会場で市町、林業関係団体、林業事業体向け意見交換会 8 市町・16 団体（30 名）が参加
2	10 月 10 日～28 日	林業関係団体	文書による意見照会 1 団体から意見提出
3	10 月 10 日～28 日	市町担当者	文書による意見照会 意見なし
4	10 月 10 日～11 月 8 日	県民・事業者等	パブリックコメント意見募集 12 件（5 名）の意見提出

(2) 基本計画（変更）の最終案

最終案については、意見交換会やパブリックコメント等におけるご意見をふまえ、別冊のとおり変更しました。

【主な意見及び最終案における中間案からの変更点】

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
森林・林業を取り巻く社会情勢の変化として、生物多様性保全への貢献についても森林・林業の果たす役割が重要となっていることをふまえた記述を検討されたい。 (市町や林業関係団体からの意見)	「序章 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」で、国の森林・林業基本計画においては、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素とされていることについて追記しました。	最終案 P 5
森林環境税の徴税が始まり、森林経営管理制度の成果が一層求められることから、森林経営管理制度をさらに推進していく必要があることを記載してはどうか。 (市町や林業関係団体からの意見)	「序章 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」で、さらなる森林経営管理制度の推進を図る必要があることについて追記しました。	最終案 P 6

主な意見の概要	中間案からの変更点	該当箇所
丸太や製材価格よりも山元立木価格の低迷による採算性の悪化が、主伐・再造林の進まない大きな要因であることから、課題へ記載を盛り込んではどうか。 (パブリックコメントからの意見)	「序章 前基本計画の取組の成果と課題」で、山元立木価格の長期的な低迷等により採算性が悪化していることを追記しました。	最終案 P 12
県内の小学校数に対して、森林教育に取り組む小学校数の目標値が低いのではないか。 (第 134 回森林審議会での意見)	「第 1 章 基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興」において、指標の目標値を以下のとおり変更しました。 指標：森林教育に取り組む小学校数 (変更前) 173 校 (変更後) 230 校 ※令和 5 年度時点の小学校数 345 校の約 7 割	最終案 P 19
ドローンや航空レーザ測量等の技術を活用して、林業の現場外における事務手続きをスマート化するなど、林業全体での D X 化を進めてもらいたい。 (意見交換会での意見)	「第 3 章 基本施策 1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化」で、リモートセンシング技術等を活用して、森林・林業全体の D X 化を推進することを追記しました。	最終案 P 25
林業労働力の確保については、異業種企業との連携促進、外国人材の活用のほか、女性の参画促進も重要と考えられる。 (市町や林業関係団体からの意見)	「第 3 章 基本施策 2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり」で、林業の多様な労働力の確保に向けて、女性の参画も促進することを追記しました。	最終案 P 28
林業先進国の木材流通において前提となりつつある森林認証材への付加価値の推進について記載がない。 (パブリックコメントからの意見)	「第 3 章 基本施策 2-(3) 県産材の利用の促進」で、F S C 等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進することを追記しました。	最終案 P 30
木材生産に向けては、林業専用道等のトラックの進入が可能な路網の整備が重要であるから、「新しい林業」推進プロジェクトへの記載を検討されたい。 (意見交換会での意見)	「第 5 章 重点プロジェクトの①「新しい林業」推進プロジェクト」で、森林作業道だけでなく、林道・林業専用道を含めた、路網の整備を促進することを記載しました。	最終案 P 37
重点プロジェクトの成果指標が分かりにくいいため、具体的な定義を示すべき。 (市町や林業関係団体からの意見)	「第 5 章 重点プロジェクト」で、4 つの重点プロジェクトにおける成果指標の説明を追記しました。	最終案 P 37～40

その他、いただいた主な意見と最終案への対応状況は資料 1 - 5 のとおりです。

3 今後のスケジュール

本日の審議会でのご意見をふまえて、今後は、令和7年2月の県議会に変更案を議案として提出したいと考えています。

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

平成31年3月の変更から5年が経過する中で、この間大きく変化した森林・林業を取り巻く状況をふまえ、今後、県民や市町、林業事業者等が一丸となって三重の森林づくりに取り組むにあたって、県としての基本的な方向性を改めて示すものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

森林・林業を取り巻く主な社会情勢の変化は次のとおり。

- (1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き
- (3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入 (4) 森林経営管理制度の運用開始
- (5) 「みえ森林教育ビジョン」の策定 (6) 「三重の木づかい条例」の制定
- (7) 「三重の森林づくり条例」の改正 (8) みえ森と緑の県民税の見直し
- (9) 花粉発生源対策の推進 (10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進
- (11) 林業人材の確保・育成 (12) 全国植樹祭の招致の表明
- (13) 木材需給を巡る状況の変化

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- ・林業経営に適さない森林や公益的機能が低下した保安林等において、9,783haの公的主体による森林整備を実施しました。
- ・森林整備を促進していくため、市町における森林環境譲与税を活用した取組を支援するほか、森林境界の明確化をより一層進めていく必要があります。
- ・カーボンニュートラルの実現やスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換に向け、人工林の伐採を促進するとともに、伐採後の確実な更新を進めていくことが重要です。

【基本方針2 林業の持続的発展】

- ・路網整備等の木材生産拡大に向けた支援や、大型合板工場や木質バイオマス施設の稼働でB・C材需要が高まったこと、「三重の木づかい条例」を制定し、公共建築物の木造・木質化を推進したことなどから、令和5年度の素材生産量は452千m³となりました。
- ・県内人工林の約8割が50年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることをふまえ、主伐・再造林を促進していくため、A材需要を拡大し、収益性を高めるとともに、スマート林業の導入や低コスト造林により、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、循環型林業を確立していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用等により、森林環境教育支援市町数は20市町になるなど、地域における森林教育の取組は拡大しています。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実等の取組をさらに進めていく必要があります。
- ・森林文化及び森林教育の振興に向けて、森林や自然とふれあえる環境を充実させていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっています。
- ・令和13年に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- ・木材が暮らしの中に取り入れられている社会づくりを進めるため、身のまわりの生活用品における木材利用や、企業への木材利用の意義の情報発信を推進する必要があります。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

「三重の森林づくり条例」に規定する、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念、「多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林教育の振興」、「県民の参画」を受けて、前基本計画に引き続き、4つの基本方針を定めます。

2 基本方針と目標

10年後にめざすべき姿として、新たな指標を含む計12の指標を設定します。

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公有林化等による公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本方針2 林業の持続的発展】

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建築における木材利用の促進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑦新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本方針3 森林文化及び森林教育の振興】

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全及び活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備及び保全の促進
- ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

- ①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- ①森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

計画の目標達成に向けて施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

- ①数値目標による進行管理 ②年次報告及び公表 ③計画の見直し

第5章 重点プロジェクト

計画期間前半の5年間で重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」と位置付けて実施します。

- ①「新しい林業」推進プロジェクト ②林業の担い手確保・育成プロジェクト
- ③みえの木づかい推進プロジェクト ④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
公益的機能増進森林整備面積 (累計)	2,265ha (参考)	22,900ha
再造林面積	127ha	471ha
山地災害危険地区整備着手地区数 (累計)	20地区 (参考)	200地区
森林境界明確化面積 (累計)	34,156ha	63,600ha

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策1-(1) 「構造の豊かな森林」づくり	①	CO2吸収機能が高く、花粉の少ない森林への転換に向けた 主伐・再造林の促進
		森林資源の循環利用の確立 に向けた効率的な作業体系による造林経費の低コスト化
		再造林による確実な森林の更新 と造林未済地の解消
		J-クレジット認証取得の促進 による森林整備のさらなる拡大
基本施策1-(2) 県民の命と暮らしを守る森林づくり	②	森林資源の有効活用を図りながら、 公益的機能を発揮させる森林整備を着実に推進
		成長が早く花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給 できる体制の整備
		④
基本施策1-(3) 森林づくりを推進する体制の強化	①	森林環境譲与税を活用した 森林整備の促進に向けた県と市町の協働体制の強化
		航空レーザ測量等の スマート技術を活用した効率的な森林境界明確化の促進
		リモートセンシング技術等の効果的な活用による 森林・林業のDX化の推進
	③	森林経営管理制度に基づく公的な森林管理の促進

基本方針2 林業の持続的発展

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
県産材素材生産量	452千m ³	612千m ³
森林経営計画等の面積	45,275ha	69,290ha
林業人材育成人数 (累計)	303人	1,085人
製材・合板 (A・B材) 工場における県産材需要量	172千m ³	282千m ³

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容	
基本施策2-(1) 林業及び木材産業等の振興	①	森林経営計画や 森林経営管理制度 に基づく 森林施業の集約化の促進	
		②	既存の木材需要や新たな大型需要に対し原木を安定供給できる 木材生産体制の整備
		③	森林施業の収支のプラス転換に向けた 伐採～保育作業の低コスト化の促進 成長に優れた エリートツリーの種苗、コンテナ苗の生産体制の整備
		④	新たな収入源として J-クレジットの効率的・効果的な認証取得の普及・啓発
基本施策2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	①	就業や移住に関する相談会の開催や就業体験等による新規就業者の確保 「みえ森林・林業アカデミー」における次代を担う林業人材の育成 架線集材や高性能林業機械の操作等の高い技術を有する人材の育成	
		②	異業種との連携や外国人材の活用、女性の参画促進等による多様な労働力の確保
基本施策2-(3) 県産材の利用の促進	①	木材販売における収益性が高い 製材・合板向けの県産材需要の拡大 木材利用による カーボンニュートラルへの貢献に対する県民・事業者の理解の促進	
		④	市町等と連携した公共施設や民間商業施設等における木材利用の推進 木造・木質化の相談や 県産材利用の提案ができる建築士の養成 中大規模建築物の建築に対応した 木材調達手法の普及

基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
森林文化・自然体験施設等の利用者数 (累計)	1,208千人	1,401千人
森林教育に取り組む小学校数	128校	230校

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容	
基本施策3-(1) 森林文化の振興	①	世界遺産や日本農業遺産等の制度を活用した地域の伝統や文化の価値向上 シビエや広葉樹等の新たな価値に着目した森林資源の活用	
		②	森林公園や自然歩道等を活用した 森林や自然を体験できる場や機会の創出
		③	地域住民やNPO等による里山の整備及び保全の促進
基本施策3-(2) 森林教育の振興	①	森林教育に関する積極的な情報発信と指導者の育成・フォローアップ	
		②	市町や企業、関係団体等と連携した森林教育の場づくり
		③	「みえ森づくりサポートセンター」を核とする関係機関のコーディネート 学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくり 子どもから大人まで 一貫した森林教育体系の構築

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

指標	現状値 (R5)	目標値 (R16)
三重の森づくり運動参加者数	14,671人 (参考)	19,000人
木づかい宣言事業者数 (累計)	43者	120者

基本施策	施策番号	主な施策展開の内容
基本施策4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	①	「みえ森林づくりサポートセンター」を核とした、技術研修や情報提供 森林づくり活動団体への 市町と連携した活動への支援 NPO、企業、教育機関、行政等の 森林づくり関係者によるネットワークの構築 森林づくりイベントの開催、企業の森等を通じた 多様な主体による森林づくり活動の促進と森林を育む意識の醸成
		②
基本施策4-(2) 木づかいの促進	①	木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信 身近に県産材とふれあえる機会を提供し、 日常生活のなかでの木づかいの促進
		②

森林・林業を取り巻く社会情勢の変化や課題を考慮し、計画期間の前半5年間(令和7年～11年)において、重点的に実施すべき4つのプロジェクトを施策横断的に取り組む。

①「新しい林業」推進プロジェクト

取組の方向性

- 県内の人工林の約8割が50年生を超えるなか、豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立や、カーボンニュートラルの実現に向けて、主伐・再造林の促進が必要
- 木材販売収益に対し再造林・保育等の経費が高いことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」の推進が必要

成果指標

事業展開の内容

基本方針

「新しい林業」に取り組む事業体数 34事業体	植栽密度や下刈り回数の低減、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムの導入、成長に優れた苗木の普及等による森林・林業経営のトータルコストの削減	1
※ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業体の数	成長が早く花粉の少ない苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援	1、2
	ICT等の技術に精通する技能者の育成やスマート技術を活用した機器の導入促進を通じたスマート林業の現場実装の加速化	2
	木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援	2

②林業の担い手確保・育成プロジェクト

取組の方向性

- 林業就業者数は40年前と比較して約4分の1にまで減少している一方で、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備の増加が見込まれることから、これらに対応できる林業の担い手の確保・育成が必要
- 生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)が減少傾向で推移する中、異業種との連携や外国人材の活用等により多様な林業労働力を確保していくことが必要

成果指標

事業展開の内容

基本方針

新たに林業に従事する多様な労働者数 300人	「みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進	2
※新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数	「みえ森林・林業アカデミー」における主に既就業者を対象とした林業人材の育成	2
	異業種・外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や受け入れ体制の整備、林業事業体とのマッチングサポート	2
	幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実	3

③みえの木づかい推進プロジェクト

取組の方向性

- 木材需要のさらなる拡大に向け、民間の非住宅建築物における木材利用の促進が必要
- 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者への理解の促進を図ることが重要

成果指標

事業展開の内容

基本方針

木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量(累計) 600t-CO2	建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成や、非住宅建築物の設計への支援	2
※木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO2固定量として県が認証した量	中大規模木造建築・木質化によるCO2固定量の認証・登録制度の創設	2
	民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築	2
	木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信	4

④みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

取組の方向性

- 令和13年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に、県民や企業における森林づくりへの意識の醸成や、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、関係者との連携を強化することが必要

成果指標

事業展開の内容

基本方針

三重の森づくりネットワーク会員数 100団体	地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援	3
※三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数	森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出	3、4
	森づくり活動団体や企業・緑化団体・教育関係者・NPO等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を構築	4
	森林由来のJ-クレジットを購入する企業等への森林づくり活動機会の提供	4

(1) 第 134 回森林審議会 (8 月 22 日) における委員意見

番号	主な意見	ご意見に関する事項 (下線部は中間案からの変更箇所)								
1	<p>県内の小学校数に対して、森林教育に取り組む小学校数の目標値が低いのではないか。</p>	<p>「第 1 章 基本方針」の「基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興」の目標において、以下のとおり記述。</p> <table border="1" data-bbox="694 247 1675 367"> <thead> <tr> <th>指 標</th> <th>単 位</th> <th>現状 R5 (2023 年度)</th> <th>R16 (2034 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林教育に取り組む小学校数</td> <td>校</td> <td>128</td> <td>230 変更前 (173)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和 5 年度時点の小学校数は 345 校であり、令和 16 年度の目標は現在の小学校数の約 7 割である 230 校とする。</p>	指 標	単 位	現状 R5 (2023 年度)	R16 (2034 年度)	森林教育に取り組む小学校数	校	128	230 変更前 (173)
指 標	単 位	現状 R5 (2023 年度)	R16 (2034 年度)							
森林教育に取り組む小学校数	校	128	230 変更前 (173)							
2	<p>短いサイクルでの主伐・再造林を推進するだけでなく、公益的機能を長期的に発揮させつつ、優良材の生産をめざす伝統的な森林施業についても、引き続き施策を講じてもらいたい。</p>	<p>「第 3 章 具体的な施策」の「基本施策 1-(1)の(1)持続可能な森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林 (生産林) については、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂ 吸収機能をはじめとする公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、主伐及び主伐後の再造林を促進し、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。 ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。 <p>「第 3 章 具体的な施策」の「基本施策 1-(1)の(2)公益的機能を重視した森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益的機能の発揮を重視すべき森林 (環境林) については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。 								
3	<p>森林公園を森林や自然にふれあえる場として、県内の小学校・中学校における活用を促していくべき。</p>	<p>「第 3 章 具体的な施策」の「基本施策 3-(2)の(2)森林教育に関わる「場づくり」」において、以下のとおり記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。 								

(2) 環境生活農林水産常任委員会 (10 月 7 日) における委員意見

番号	主な意見	ご意見に関する事項 (下線部は中間案からの変更箇所)
	なし	

(3) 市町や林業関係団体に対する意見照会

全市町と、主な林業関係団体に対して文書での意見照会を行ったところ、1団体より意見提出がありました。

No	市町・団体	主な意見	ご意見に関する事項（下線部は中間案からの変更箇所）
1		森林・林業を取り巻く社会情勢の変化として、国においては、カーボンニュートラルの実現に加えて、生物多様性保全への貢献についても森林・林業の果たす役割が重要となっていることをふまえた記述を検討されたい。	「序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方」の「2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」の「(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定」において、以下のとおり記述。 <ul style="list-style-type: none"> 令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するほか、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、持続的な林業生産活動を通じて多様な森林の形成をめざした「森林資源の適正な管理・利用」、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、「木材産業の競争力の強化」、「都市等における「第2の森林」づくり」、「新たな山村価値の創造」、の5つを柱として施策に取り組むこととされました。
2	(公社) みえ林業総合支援機構	森林環境税の徴税が始まり、森林経営管理制度の成果がより一層求められることから、森林経営管理制度をさらに推進していくことの重要性を記載されたい。	「序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方」の「2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化」の「(4) 森林経営管理制度の運用開始」において、以下のとおり記述。 <ul style="list-style-type: none"> 森林経営管理制度は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきている一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用され、さらなる森林経営管理制度の推進が図られるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。
3		林業労働力の確保については、異業種企業との連携促進、外国人材の活用のほか、女性の参画促進も重要と考えられる。	「第3章 具体的な施策」の「基本施策 2-(2) 森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり」の「(2) 地域を担う多様な人づくり」において、以下のとおり記述。 <ul style="list-style-type: none"> 多様な林業労働力の確保に向けて、異業種との連携や林業事業者間の連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、女性の参画の促進や外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。

No	市町・団体	主な意見	ご意見に関する事項（下線部は中間案からの変更箇所）
4	(公社) みえ林業総合支援機構	重点プロジェクトの成果指標が分かりにくい ため、具体的な定義を示すべき。	<p>「第5章 重点プロジェクト」において、以下のとおり記述。</p> <p>①. 「「新しい林業」推進プロジェクト」の成果指標「「新しい林業」に取り組む事業体数」</p> <p>・「新しい林業」に取り組む事業体数とは、ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業体の数をいいます。</p> <p>②. 「林業の担い手確保・育成プロジェクト」の成果指標「新たに林業に従事する多様な労働者数」</p> <p>・新たに林業に従事する多様な労働者数とは、新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数をいいます。</p> <p>③. 「みえの木づかい推進プロジェクト」の成果指標「木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計）」</p> <p>・木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量とは、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO₂固定量として県が認証した量をいいます。</p> <p>④. 「みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト」の成果指標「三重の森づくりネットワーク会員数」</p> <p>・三重の森づくりネットワーク会員数とは、三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数をいいます。</p>

(4) 市町担当者・林業関係者との意見交換

市町担当者・林業関係者との意見交換会を県内3会場で開催し、8市町・16事業者から30人に参加いただきました。

No	市町・事業者	主な意見	ご意見に関する事項（下線部は中間案からの変更箇所）
1	事業者	主伐及び主伐後の再生林の促進に向け、再生林に使用する苗木の増産が必要となることから、現場へ安定して苗木が供給できる体制の整備に取り組まれない。	<p>「第3章 具体的な施策」の「基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり」の「(1)持続可能な森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <p>・主伐後の再生林を確実に実施し、成長が旺盛で花粉の少ない森林への転換に資するため、成長に優れ花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。</p> <p>「第3章 具体的な施策」の「基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり」の「(3)多様な森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <p>・花粉発生源対策をより一層加速化し、スギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、効率的かつ着実な供給に努め、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木等への植替えを促進します。</p>
2	事業者	主伐・再生林を進めていくことは必要である一方、間伐が必要な森林も多くあることから、両輪で取り組んでいくことが重要である。	<p>「第3章 具体的な施策」の「基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり」の「(1)持続可能な森林づくり」において、以下のとおり記述。</p> <p>・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。</p>
3	事業者	ドローンや航空レーザー測量等の技術を活用して、森林施業の現場だけでなく、現場外の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体でのDX化を進めてもらいたい。	<p>「第3章 基本方針」の「基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化」の「(1)国・市町等と連携した森林管理の推進」において、以下のとおり記述。</p> <p>・<u>ドローンや航空レーザー測量等のリモートセンシング技術やクラウドシステム等を効果的に運用できる体制の構築を進め、一連の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体のDX化を推進します。</u></p>
4	事業者	現場作業員の確保に加えて、森林経営計画の策定や事業者の経営を担う技術者の育成も必要ではないか。	<p>「第3章 具体的な施策」の「基本施策2-(2)「森林・林業・木材や地域を担う人づくり」の「(1)林業の担い手の育成・確保」において、以下のとおり記述。</p> <p>・森林所有者へ施業提案を行い、地域において施業の集約化を担う森林施業プランナーの技術力向上を図ります。</p> <p>・将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。</p>

No	市町・事業体	主な意見	ご意見に関する事項（下線部は中間案からの変更箇所）
5	事業体	<p>木材生産に向けては、森林作業道だけでなく、林業専用道等のトラックの進入が可能な路網を整備していくことが重要であることから、「新しい林業」推進プロジェクトの記載について検討されたい。</p>	<p>「第5章 重点プロジェクト」の「①. 「新しい林業」推進プロジェクト」の「イ. プロジェクトのねらい」において、以下のとおり記述。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">○林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入、<u>林道・林業専用道・森林作業道等の路網の効果的な整備</u>を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現をめざします。</p> <p>「第5章 重点プロジェクト」の「①. 「新しい林業」推進プロジェクト」の「ウ. 手法」において、以下のとおり記述。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">○木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援</p>

(5) パブリックコメント

10月10日から11月8日までパブリックコメント意見募集を実施し、5名の方からご意見をいただきました。

No	主な意見	ご意見に関する事項（下線部は中間案からの変更箇所）
1	主伐・再造林が進まない大きな要因である木材価格の低下について、課題へ記載を盛り込んでもらいたい。	「序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方」の「3 前基本計画の取組の成果と課題」の「基本方針 2 林業の持続的発展」の課題において、以下のとおり記述。 ○県内の人工林の約8割が50年生を超え、森林資源が利用期を迎えていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、 <u>木材価格の長期低迷を背景に、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高く、採算性が悪化していることから、主伐・再造林が控えられています。</u>
2	主伐・再造林を一挙に行うことは困難であることから、適正に手入れが行われていない森林については、公益的機能が発揮されるよう、引き続き必要な森林整備を進めてもらいたい。	「第3章 具体的な施策」の「基本施策1-(1)「構造の豊かな森林」づくり」の「(1)持続可能な森林づくり」において、以下のとおり記述。 ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。
3	森林経営管理制度の推進に向けては、引き続き、県から市町へ支援を行っていくことが重要である。	「第3章 基本方針」の「基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化」の「(1)国・市町等と連携した森林管理の推進」において、以下のとおり記述。 ・市町において、手入れが不足した森林を中心に、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに対応した人的・技術的な支援を通じ、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。
4	林業従事者が安全対策やスキルアップに関する情報提供や支援を直接受けられる体制の整備が必要。	「第3章 具体的な施策」の「基本施策2-(2)「森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり」の「(1)林業の担い手の育成・確保」において、以下のとおり記述。 ・「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、キャリアに応じた人材育成と活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めます。
5	林業先進国の木材流通で前提となりつつある森林認証材への付加価値の推進について触れられていない。	「第3章 具体的な施策」の「基本施策2-(3)「県産材の利用の促進」の「(1)県産材の需要の拡大」において、以下のとおり記述。 ・尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材やFSC等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。

三重の森林づくり基本計画
(最終案)

令和6年12月
三 重 県

目 次

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方	3
1 計画変更の趣旨	3
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	5
3 前基本計画の取組の成果と課題	9
4 基本計画の期間	16
〔基本計画編〕	
第1章 基本方針	17
1 条例の基本理念	17
2 基本方針と目標	18
第2章 基本施策	21
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	21
【基本方針2】林業の持続的発展	21
【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興	22
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	22
第3章 具体的な施策	23
【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり	23
【基本施策1－(2)】県民の命と暮らしを守る森林づくり	24
【基本施策1－(3)】森林づくりを推進する体制の強化	25
【基本施策2－(1)】林業及び木材産業等の振興	26
【基本施策2－(2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	28
【基本施策2－(3)】県産材の利用の促進	30
【基本施策3－(1)】森林文化の振興	32
【基本施策3－(2)】森林教育の振興	33
【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	34
【基本施策4－(2)】木づかいの促進	34
第4章 計画の進行管理	35
1 数値目標による進行管理	35
2 年次報告及び公表	35
3 計画の見直し	35
〔重点プロジェクト編〕	
第5章 重点プロジェクト	36
① 「新しい林業」推進プロジェクト	37
② 林業の担い手確保・育成プロジェクト	38

③ みえの木づかい推進プロジェクト.....	39
④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト.....	40

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成 18(2006)年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。平成 24(2012)年 3 月には「みえ県民力ビジョン」の策定に合わせて基本計画 2012 に見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月にはみえ森と緑の県民税の導入や「みえ森林・林業アカデミー」の開講、「三重県水源地域の保全に関する条例」の制定等の社会情勢の変化に対応するため、基本計画 2019 へと計画を見直し、災害に強い森林づくりや森林の適正な管理の推進、次代を担う林業人材の育成等に取り組んできました。

基本計画 2019 の策定から 5 年が経過する中、国においては、戦後に造成された人工林の約 6 割が 50 年生を超え、蓄積量が令和 4 年度末時点で約 56 億 m^3 となるなど、多くの人工林が利用期を迎え、この充実した森林資源を活用していく段階となっています。こうしたことから、令和 3(2021)年 6 月に、新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進することにより、2050 年カーボンニュートラルを見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を図ることとされました。

さらに、令和 5(2023)年 5 月には、多くの国民が悩まされている花粉症の解決に向けて、「花粉症対策の全体像」がまとめられ、スギ花粉の発生源となるスギ人工林を令和 15(2033)年度までに約 2 割減少させることを目標に、伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大等の対策を総合的に推進していくこととされました。

一方、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超え、多くの森林が利用期を迎えていることから、森林資源の循環利用と林業の持続的な発展、大型需要への県産材の安定供給に向け、林業のスマート化や低コスト造林の推進、林業人材の確保・育成等の対策を進め、主伐・再造林を加速化していくことが求められています。

また、国が平成 31(2019)年度に導入した森林環境譲与税を活用して森林経営管理制度に基づく森林整備等の取組が市町によって進められているほか、令和 6(2024)年度からみえ森と緑の県民税の第 3 期制度をスタートさせ、両税それぞれの用途や目的を棲み分け、両税を有効活用した三重の森林づくりを市町と連携して一層進めていくこととしています。

令和 3(2021)年 2 月には、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会として、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に大きく貢献する、全国植樹祭を令和 13(2031)年に招致することを県議会において表明しました。

さらに、これまで取り組んできた森林環境教育や木育をより一層推進するため、令和 2(2020)年 10 月に「みえ森林教育ビジョン」を策定したほか、建築物をはじめ、日常生活や事業活動におけるさまざまな場面での積極的な木材利用を進めていくことを目的に、令和 3(2021)年 4 月

に「三重の木づかい条例」を施行し、同条例に基づき、木材利用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくため、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定しました。

令和3(2021)年3月には、森林資源と木材需要、森林環境教育・木育をめぐる状況の変化に加え、森林経営管理制度の創設により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大したことから、「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに市町と協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、「三重の森林づくり基本計画」を変更するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定

国では、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画について、森林・林業をめぐる情勢の変化等をふまえて、おおむね5年ごとに変更することとしています。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現するほか、森林が豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、持続的な林業生産活動を通じて多様な森林の形成をめざした森林資源の適正な管理・利用、伐採から再生林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、木材産業の競争力の強化、都市等における「第2の森林」づくり、新たな山村価値の創造、の5つを柱として施策に取り組むこととされました。

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き

深刻化する地球温暖化問題については国際的な対応が求められ、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組であるパリ協定が発効される中、気候変動による影響が各方面で現れていることから、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、令和2(2020)年12月に、国はグリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

森林・林業・木材産業分野においては、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用等の取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献をめざすこととしています。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、成長に優れたエリートツリーによる再生林等により成長の旺盛な若い森林を早期かつ確実に造成していくなどの取組を推進していくことが重要となっています。

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入

国においては、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を施行し、森林環境税及び森林環境譲与税を創設しました。

この森林環境譲与税については、令和元(2019)年から全国の都道府県及び市町村に譲与されており、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に活用されています。

また、森林環境譲与税の財源として、令和6(2024)年度からは森林環境税の課税が開始されていることから、市町及び県における森林環境譲与税を活用した森林整備や林業人材の育成等の取組に対する県民の注目が集まっています。

(4) 森林経営管理制度の運用開始

経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを可能とする森林経営管理制度が創設され、令和元(2019)年度から運用されています。

この森林経営管理制度は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきた一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用され、さらなる森林経営管理制度の推進が図られるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。

(5) 「みえ森林教育ビジョン」の策定

私たちの暮らしにおいて木材が使われる機会が減少する中で、本県の森林は、人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず十分に活用されず、森林を整備・更新することが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化の進展、気候変動等により、これまで当たり前と考えてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされてきており、SDGsの達成や脱炭素社会の実現等に向けて、あらためて、森林や木材と私たちの関係を見つめ直す時期に来ていたことから、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくことを目的に、「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定しました。

「みえ森林教育ビジョン」において、①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育、②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育、の3つの基本的考え方を設定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や、森林をフィールドとした体験活動の機会の拡大等を進めています。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外出が控えられたため、森林や自然を体験できる機会が減少していました。しかし、令和5(2023)年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、県民が森林や自然とふれあえるフィールドとなる自然公園施設等における自然体験のニーズが回復しつつあることから、引き続き、「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組を進めていく必要があります。

(6) 「三重の木づかい条例」の制定

木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するほか、県民の皆さんの健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与します。

しかし、生活様式の変化等により木材利用は減少傾向にあるとともに、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻なものとなっていることから、令和3(2021)年4月に「三重の木づかい条例」を施行し、県、市町が整備する公共建築物等における木材の利用や、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れるなど、県を挙げて木材利用を推進することとしました。

また、県民一人ひとりが木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、同条例に基づいて「みえ木材利用方針」を令和3(2021)年10月に策定し、原則、県の整備する公共建築物は木造・木質化するなど、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的に推進しています。

(7) 「三重の森林づくり条例」の改正

平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」が制定されて以降、森林経営管理制度の創設により、森林・林業行政における市町の役割が拡大し、県と市町が緊密に連携して森林づくりを進めていくことが重要になるとともに、「みえ森林教育ビジョン」の制定、森林資源の本格的な利用期の到来や木材需要の多様化など、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの森林・林業をめぐる情勢の変化をふまえて、令和 3 (2021)年 3 月に「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに県と市町とが協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

(8) みえ森と緑の県民税の見直し

県では、平成 26(2014)年度からみえ森と緑の県民税を導入し、県と市町が役割分担して災害に強い森林づくり及び県民全体で森林を支える社会づくりに取り組んでいます。

平成 30(2018)年度にみえ森と緑の県民税の見直しを行い、令和元(2019)年度から第 2 期制度をスタートしましたが、令和 5 (2023)年度末で 5 年が経過することから、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、見直しを行いました。

その結果、依然として台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、災害に強い森林づくりの必要性が高い状況が続いていること、また、県民全体で森林を支える社会づくりには、森林教育等の取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であることから、第 3 期制度として、引き続き取り組むこととしました。

また、国の森林環境譲与税との関係については、使途や目的を棲み分け、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、両税を有効活用した三重の森林づくりを進めています。

(9) 花粉発生源対策の推進

国では、多くの国民を悩ませている花粉症問題の解決に向けて、令和 5 (2023)年 10 月 11 日の関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」で想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応を「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」としてとりまとめました。

このパッケージにおける花粉発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採面積を現行の約 5 万 ha/年から 10 年後には約 7 万 ha/年まで増加させるため、重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることが示されました。

県においても、国が定めた方針に基づき、重点区域を設定し、花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉発生源対策を推進していくこととしています。

(10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の食害により更新が困難になるなどの事例が森林所有者の森林経営意欲をさらに後退させています。

一方で、県内の森林については、人工林の約 8 割が 50 年生を超えており、森林資源が充実している状況となっています。

多くの県民から期待されている温室効果ガスの吸収源としての機能を高めるとともに、林業の成長産業化を図り、持続可能な林業の確立や大型需要者へ県産材を安定的に供給していくため、林業のスマート化による生産性の向上のほか、伐採と造林の一貫作業システムの導入や成長・材質の優れた苗木の植栽等による低コスト造林を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進していく必要があります。

(11) 林業人材の確保・育成

本県の林業就業者数は、令和 2 (2020) 年の国勢調査では 930 人と、40 年前に比べて約 4 分の 1 に減少しており、長期的に減少傾向となっています。

今後、森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の加速化や、森林環境譲与税を活用した林業経営に適さない森林における森林整備の増加が見込まれる中、森林を適正に管理し、林業を持続的に発展させていくためには、林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このため、「みえ森林・林業アカデミー」において主に既就業者を対象として、次代を担う林業人材を育成するほか、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

また、国においては、国際的な人材確保に向けて、「特定技能制度」1号に林業の職種が追加されるなど、新たな労働力の確保への期待が高まっていることから、外国人材を含めた多様な労働力を確保していくための労働環境や受け入れ体制の整備を進めていく必要があります。

(12) 全国植樹祭の招致の表明

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心かつ全国的な行事として、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、「公益社団法人国土緑化推進機構」と都道府県との共催によって毎年開催されており、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等が行われています。

本県では、昭和 55 (1980) 年の「三重県民の森」における第 31 回全国植樹祭以降は開催されていませんでしたが、令和 2 (2020) 年 12 月 21 日の三重県議会において「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決され、令和 3 (2021) 年 2 月 17 日には知事が、県議会において「紀伊半島大水害から 20 年の節目となる令和 13 年に招致する」ことを表明しました。

全国植樹祭を本県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

(13) 木材需給を巡る状況の変化

国においては、今後も少子高齢化による人口減少が進むと推計されており、新設住宅着工戸数の減少傾向も継続する見込みです。こうした中、建築物分野での木材需要の拡大には、これまで木造化が進んでいなかった中高層建築物、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造・木質化を進め、新たな木材需要を創出していくことが重要となっています。

こうした中、県においては、「三重の木づかい条例」に基づく「みえ木材利用方針」を策定し、県産材利用の推進に取り組んでいるほか、市町においても「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税を活用した木材利用の取組が進められており、公共建築物を中心に、積極的な県産材利用の動きが広がってきています。

また、木材価格については、昭和 55 (1980) 年にピークを迎えたあと、2000 年代にかけて木材需要の低迷や輸入材との競合により下落し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 3 (2021) 年に米国における木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、全国的な木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが発生し、本県においても大きな影響がみられました。令和 4 (2022) 年から令和 5 (2023) 年にかけては、ウッドショックの収束により、木材価格は下落傾向にありますが、ウッドショック前と比較すると高値の水準となっています。

こうした海外の情勢による木材需給のひっ迫が発生したことにより輸入材のリスクが顕在化したことを受け、国産材への転換の動きが進んでいることから、県ではこの動きに対応して、原木や製品をこれまで以上に安定供給できる体制の構築をめざし、サプライチェーンを強化していくことが必要です。

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】			
指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
公益的機能増進森林整備面積（累計）	ha	10,900	9,783
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	地区	2,259	2,268
新植地の被害率（獣害）	%	-	3.1
森林境界明確化面積（累計）	ha	38,000	34,156

- 平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度までに、県及び市町の公的主体による公益的機能の発揮をめざした間伐等の森林整備を進め、環境林を中心に 9,783ha の森林において整備を実施しました。
- 山地災害を未然に防止するため、山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、令和 5(2023)年度末時点で累計 2,268 地区の山地災害危険地区で事業に着手しています。また、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 増加するニホンジカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化するとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための効率的な捕獲方法の研究等を進めました。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、令和 5(2023)年度末時点で累計 34,156ha の森林で境界明確化が実施されました。
- みえ森と緑の県民税を活用し、150 箇所、608ha の森林において流木となるおそれのある危険木の除去や溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための災害緩衝林を整備しました。また、災害緩衝林の周辺等における流域全体の防災機能を強化する森林整備が、13 市町の 1,652ha の森林において実施されたほか、令和 2(2020)年度からは台風時等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採が進められ、11 市町で約 1 万 3 千本の危険木が伐採されました。
- 令和元(2019)年度から全国の市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、令和 5(2023)年度末時点で、22 市町において森林経営管理法に基づく意向調査等の取組が進められており、林業経営に適さない森林を中心に 3,014ha の間伐等の森林整備が実施されました。県では、市町の取組が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」に市町への専門的・技術的な助言が可能なアドバイザーを配置するなど、市町の支援に取り組みました。
- 荒廃した溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、集中豪雨等により下流へ流出することを防止するため、みえ森と緑の県民税を活用し、13 箇所において、18,787 m³ の土砂及び 149 m³ の流木の搬出・除去を実施しました。

(課題)

- 公益的機能増進森林整備面積については、令和5(2023)年度末時点の累計は9,783haとなり、目標は達成できませんでした。市町においては、令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、手入れ不足の森林の整備が進められ、単年度での森林整備面積は年々増加してきていますが、所有者の世代交代に伴い境界が不明確になっている森林が増加していることや、市町の林業職員の不足等から、森林整備の着手が遅れていることが大きな要因となっています。

市町における森林環境譲与税を活用した取組をはじめ、公的主体による森林整備の促進に向けては、引き続き、市町の課題に応じた人的・技術的な支援に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備や流域全体での防災機能強化等の既存事業と併せて、計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設の整備への支援等の対策の結果、5%程度で推移しており、平成29(2017)年度の被害率20%と比較すると大幅に低下していますが、依然として被害は発生しています。獣害による再造林意欲の低下を起因とした再造林放棄地や更新不良地の増加を防ぐため、引き続き、効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等による災害発生の危険性がある山地災害危険地区において、重点的に治山ダム等の施設を整備し、県民の安全・安心の確保につなげていますが、令和5(2023)年度末時点で山地災害危険地区の判定箇所は合計で4,192地区あることから、引き続き、治山事業等による施設整備を進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代等により境界が不明確な森林が増加し、所有者の特定等が困難になってきていることから、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備を促進するため、森林境界の明確化をより一層進めていくことが重要です。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、人工林の伐採・植替えを促進することで森林の若返りを図り、森林のCO₂吸収機能を高めていく必要があります。また、持続的に森林の多面的機能を発揮させていくためには、伐採後の確実な更新を進めることが特に重要となります。さらに、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度等の活用促進により新たな収益を獲得し、間伐等の適正な森林整備を拡大していく必要があります。
- 令和元(2019)年10月台風による宮城県等の東日本での土砂災害や令和2(2020)年7月豪雨による九州地方での土砂災害、令和6(2024)年1月1日に発生した石川県能登半島地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを着実に進めていく必要があります。
- 国民の約4割が罹患しているといわれている花粉症対策の一環として、花粉の発生源となっているスギ・ヒノキ林において花粉の少ない苗木への植替えを促進し、花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換していく必要があります。

【基本方針2 林業の持続的発展】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
県産材素材生産量	千m ³	415	452
林業人材育成人数(累計)	人	320	303
製材・合板需要の県産材率	%	50.0	56.4

- 間伐や路網整備への支援に取り組むとともに、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は令和5(2023)年度に45万2千m³となり、計画開始時と比べ、1.3倍に増大しました。
- 平成31(2019)年4月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材の育成として、主に既就業者を対象としたディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本3コースや市町職員講座等を開催し、令和5(2023)年度末時点で、累計303人の育成を行いました。
- 県内の製材工場等において取り扱う原木を外国産材・県外産材から県産材へ転換していくため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点で製材・合板需要の県産材率は56.4%となりました。
- 令和3(2021)年4月に施行した「三重の木づかい条例」に基づき、同年10月に「みえ木材利用方針」を策定し、県の整備する公共建築物の木造・木質化や公共土木工事での県産材の積極的な利用を推進した結果、令和5(2023)年度までに県の78施設の公共施設の木造・木質化が進んだほか、治山ダムやガードレールに県産材を活用するなど、県産材需要の拡大につなげました。
- 県産材の需要拡大に向け、建築物分野では、中大規模建築物や非住宅等の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援に取り組むとともに、建築物以外での生活のさまざまな場面においても木材が利用されるよう、県産材を活用した魅力的な建築物のコンクールや、日常生活において使用する県産木製品に関するコンテストを通じた県産材のPR等に取り組み、令和5(2023)年度末時点での県産材の需要量は21万9千m³となりました。
- 林業・木材産業のスマート化の実現に向け、令和5(2023)年度末時点で2,864km³の航空レーザ測量を実施して、森林資源情報を整備したほか、林業事業者におけるスマート技術を活用した機器の導入を支援しました。また、令和4(2022)年9月には、産官学民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」を設置し、スマート技術に関する先進事例の情報収集や発信、研修会の開催、現場実装に関する調査・検証等を行い、スマート林業の実現に向けて、林業関係者間での普及に取り組みました。
- 林業の担い手の確保については、首都圏等での就業相談会への出展のほか、林業体験ツアーや県内高校生を対象とした就業相談会の開催等に取り組み、毎年30名程度の新規就業者を確保しています。また、新規就業者の確保対策、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業事業者の育成強化など、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施するこ

- とを目的に令和3(2021)年8月に設立された「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築しました。
- 林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和5(2023)年度末時点で、林業と福祉をつなぐコーディネーターを8人育成するとともに、コーディネーターの活動への支援を行い、16件の林福連携の取組につなげ、新たな担い手の確保や障がい者の活躍の場の創出につなげました。

(課題)

- 県内の人工林の約8割が50年生を超え、森林資源が利用期を迎えていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、山元立木価格の長期低迷を背景に、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高く、採算性が悪化していることから、主伐・再造林が控えられています。このため、これまで進めてきた施業集約化や路網整備等の取組に加え、ICT等のスマート技術の導入の促進や低コスト造林を推進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、持続可能な循環型林業を確立していく必要があります。
- 平成30(2018)年度の県内における大型合板工場や複数の木質バイオマス発電施設の立地により、B・C材の需要が増大していますが、需要量に対して供給量が不足しています。また、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰により、外国産材の代替として県産材の需要が高まっていることから、川下の需要の増加やニーズの多様化にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者が連携して原木を安定供給できるサプライチェーンを構築し、木材流通の効率化を図る必要があります。さらに、持続的な林業経営に向け、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益性が相対的に高いA材の需要の拡大も必要となります。
- 「みえ森林・林業アカデミー」の基本コースについては、毎年定員(25名)を上回る応募があるものの、主に既就業者を対象としていることにより受講生の業務上や家庭の都合で受講を途中辞退する者が生じています。今後は、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズ等の把握や、カリキュラムのブラッシュアップに努めるとともに、令和5(2023)年4月に供用を開始した「みえ森林・林業アカデミー棟」の充実した教育環境を十分に活用し、林業人材の育成を進めていく必要があります。
- 少子高齢化による人口減少等の影響により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されていることをふまえ、県産材の需要を拡大していくためには、住宅に使用される県産材の割合を高めていくとともに、木材の使用割合が低位に留まっている非住宅建築物での木材利用を拡大していく必要があります。また、建築物だけでなく、県民の日常生活や事業活動の幅広い場面においても、県産材利用を促進していくことも必要です。
- 意欲と能力のある林業事業体において効率的な木材生産活動が行われるよう、林業経営の成り立つ森林においては、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく施業の集約化をさらに促進する必要があります。
- 林業現場は厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業の省力化・効率化が大きな課題となっていることから、効率的な路網整備や高性能林業機械の導入のほか、ICT等の技術を活用したスマート林業の現場実装を加速化していく必要があります。
- 林業就業者数が減少している中で、持続可能な循環型林業の確立に向けた主伐・再造林を促進していくためには、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。また、少子高齢化による人口減少もふまえ、異業種との連携や外国人等の多様な人材の活用も促進していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】
(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指標	単位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,549	1,360
森林環境教育支援市町数	市町	23	20
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	200	204

- 森林文化・自然体験施設等の利用者を増加させるため、「三重県民の森」や「三重県上野森林公園」での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組んだ結果、令和5(2023)年度における利用者数は136万人となりました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増えたことにより、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加しましたが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者は大幅に減少しました。
- 学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前授業の実施などの支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、令和5(2023)年度は20市町となりました。
- 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、「みえ森づくりサポートセンター」で指導者養成講座を開催し、森林教育の指導者の養成に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点では、204人となりました。
- これまで取り組んできた森林環境教育・木育を発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、森林や木・木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定し、その実現に向け、森林教育シンポジウムの開催や小学校における森林教育に活用される「みえ森林ワークブック」を作成し、森林教育の裾野の拡大に取り組みました。
- 木製の玩具や森林に関する絵本等が常設され、気軽に森林や木・木材の魅力にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援を行い、令和5(2023)年度末時点で累計29施設の施設を認定しました。また、令和3(2021)年度には「三重県民の森」の自然学習展示館の改修を行い、森林教育の実践フィールドや、森林教育指導者の活躍の場として活用し、令和5(2023)年度末までに累計で約2万2千人に利用されました。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、市町においてみえ森と緑の県民税を活用した里山整備等に取り組む活動団体への支援が実施されており、地域住民や団体等による自主的な保全活動が促進されています。
- 森林文化の振興については、みえの森フォトコンテストの開催やその入賞作品の展示により森林文化の魅力の発信を行うとともに、三重県が誇る自然景観等の地域資源を活用した自然体験ツアーの開催により森林文化を体験する機会を提供しました。

(課題)

- 山村地域における過疎化の進行や生活様式の変化に伴う人と里山との関りの減少、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自然体験機会の喪失等により、人と森林・自然との関係が希薄化しています。このため、森林文化や森林教育の振興に向けては、市町・活動団体等のさまざまな主体と連携し、継続的に身近な自然とのふれあいの場となる里山等を整備するとともに、自然体験イベントを開催するなど、森林や自然環境の大切さを学べる環境を充実させていく必要があります。
- 「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及、大人や企業を対象とした森林教育の拡充、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等の取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムを充実させるなど、学校教育や保育現場において森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単 位	R5(2023) 目標値	R5(2023年) 実績値
森林づくり活動への参加団体数	団体	119	119
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	者	40	43
三重の森林づくりへの関心度	%	40.0	46.6 ※

※ 令和5年度からアンケートの実施方法が変更となったため、令和5年度以降は傾向を把握するための参考数値となります。

- 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を促すため、地域で実施される森林づくり活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、活動に必要な基礎知識や技術に関する講座の開催や資機材の貸し出しなど、森林づくり活動団体への支援を行ったほか、森林づくり活動に取り組もうとする企業と活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、令和5(2023)年度の森林づくり活動への参加団体数は119団体となりました。
- 県民全体での木づかいを促進するため、観光業界や飲食店等へ働きかけるなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、令和5(2023)年度末時点で新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数は43者となりました。
- 県民の皆さんの森林や緑を大切に思う意識を醸成するため、県民参加の植樹祭や森の学校を開催するとともに、「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携し、児童・生徒を対象とした国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの開催等に取り組んだ結果、令和5(2023)年度の三重の森林づくりへの関心度は46.6%となりました。
- 企業の森については、SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、令和6(2024)年3月現在で30箇所157haの森林において企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。

(課題)

- 森林の恩恵は広く県民が享受しているものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識を深めていくため、森林や木づかいに関するイベントの開催や情報発信に取り組む必要があります。
- 森林づくりに取り組む県民・企業・団体等のさらなる拡大に向け、引き続き、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案等に取り組む必要があります。
- 令和 13(2031)年の招致を表明している全国植樹祭は、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であることから、開催に向けて準備を進めていく必要があります。
- 森林づくりに取り組むNPO、企業、教育機関、行政等によるネットワークを構築し、それぞれの交流や情報交換等を通じ、県民の森林づくりへの意識を醸成していく必要があります。
- 「三重の木づかい条例」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、気軽にできる木づかいとして、生活の中で利用機会の多い身のまわりの生活用品における木材利用の推進に取り組む必要があります。

4 基本計画の期間

平成 31(2019)年 4 月に策定した基本計画では、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化のスピードが速まっていることや、概ね 5 年を目安として基本計画の見直しを行っていることをふまえ、条例で掲げている「100 年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」をめざしていくための中長期的な目標設定として、計画策定時から 10 年先を目標年次として施策を展開しました。

今回の基本計画においても、社会情勢の変化やこれまでの基本計画の見直し時期を考慮し、目標年次を令和 7(2025)年度から 10 年後の令和 16(2034)年度とし、その実現に向けて必要な施策を示すこととします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- 基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- 基本方針2 林業の持続的発展
- 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興
- 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間で実現をめざす目標は、それぞれ次のとおりです。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【主な指標】

指標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
公益的機能増進森林整備面積※1	ha(累計)	2,265 (参考：R5単年) ※5	22,900
再造林面積※2	ha	127	471
山地災害危険地区整備着手地区数※3	地区(累計)	20 (参考：R5単年) ※5	200
森林境界明確化面積※4	ha(累計)	34,156	63,600

※1 公益的機能増進森林整備面積とは、公益的機能の発揮をめざして、環境林を中心に公的主体（県・市町）によって進める間伐等森林整備の面積をいいます。

※2 再造林面積とは、主伐等で伐採された人工林において、植栽を行った面積をいいます。

※3 山地災害危険地区整備着手地区数とは、山地災害危険地区において治山ダム等の整備に着手した地区数をいいます。なお、山地災害危険地区とは、林野庁が定める調査要領に基づき、地形や地質、植生状況等の条件により森林の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等の保全対象への影響が大きい地区を県が判定したものです。

※4 森林境界明確化面積とは、森林整備を進めるにあたり、現地立ち合いや測量等によって所有者情報を整備した森林の面積をいいます。

※5 目標値が10年間の累計値の指標のうち、現状欄に「参考：R5単年」と記載のある値については、目標値がR6からの累計値であることから、R5単年値を参考として示したものです。

基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2034)
県産材素材生産量※ ₁	千m ³	452	612
森林経営計画等の面積※ ₂	ha	45,275	69,290
林業人材育成人数※ ₃	人(累計)	303	1,085
製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量※ ₄	千m ³	172	282

※₁ 県産材素材生産量とは、県内の森林から生産される原木の量(体積)をいいます。

※₂ 森林経営計画等の面積とは、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく森林経営管理権集積計画を策定し、効率的な森林整備の実施に向け、施業集約化を行った面積をいいます。

※₃ 林業人材育成人数とは、「みえ森林・林業アカデミー」等において研修を修了または受講した人の数をいいます。

※₄ 製材・合板(A・B材)工場における県産材需要量とは、県内の製材工場及び合板工場において取り扱った県内産の原木の量をいいます。

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

【主な指標】

指 標	単 位	現状R5 (2023)	R16 (2034)
森林文化・自然体験施設等の利用者数※ ₁	千人(累計)	1,208	1,401
森林教育に取り組む小学校数※ ₂	校	128	<u>230</u>

※₁ 森林文化・自然体験施設等の利用者数とは、森林公園や長距離自然歩道等の利用を通じて、森林や自然とふれあった人の数をいいます。

※₂ 森林教育に取り組む小学校数とは、森林教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」や「みえ森林ワークブック」等を活用して森林教育に取り組む小学校の数をいいます。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画を推進します。

【主な指標】

指標	単位	現状R5(2023)	R16(2034)
三重の森づくり運動参加者数※1	人	14,671 (参考) ※3	19,000
木づかい宣言事業者数※2	者(累計)	43	120

※1 三重の森づくり運動参加者数とは、企業の森や県民参加の植樹祭等の森林づくり活動のほか、ポスターコンクールや森林フェスタ等の森林づくりへの意識を醸成するイベント等への延べ参加者数をいいます。

※2 木づかい宣言事業者数とは、三重県木づかい宣言事業者登録制度に基づく登録を行う事業者等の数をいいます。

※3 現状欄に「参考」と記載のある値については、新たに設定した指標であることから現状値がないものの、R5における類似の取組について参考として示したものです。

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1－（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林を推進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林等の林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林等の樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様で生物多様性の高い森林

1－（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病害虫対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1－（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。

【基本方針2】林業の持続的発展

2－（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた主伐・再造林を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム等の導入による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2－（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高

いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた林業への異業種企業との連携や外国人材の活用による多様な労働力の確保を進めます。

2－（3）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」をとおした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、合板・製材における県産材利用を進めるほか、県産材の信頼性の向上、木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築等を進めます。

【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興

3－（1）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（2）森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進

4－（1）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

4－（2）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

第3章 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策1－(1)】「構造の豊かな森林」づくり

(1) 持続可能な森林づくり

- ・「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用のサイクルを確実なものとするため、植栽密度や下刈り回数の低減のほか、伐採と植栽等を一体的に行う一貫作業システムや成長に優れた苗木等を普及して造林の低コスト化を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂吸収機能をはじめとする公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、主伐及び主伐後の再生林を促進し、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違いうさまざな森林が配置される姿をめざします。
- ・林地生産力が高く林道からの距離が近いなど、効率的な施業が可能な森林について、再生林等による森林の確実な更新を進めるため、特に植栽による更新に適した区域に設定するなど、より効果的に再生林の実施を促し、造林未済地の解消と予防を図ります。
- ・主伐後の再生林を確実に実施し、成長が旺盛で花粉の少ない森林への転換に資するため、成長に優れ花粉の少ない苗木の生産量確保と安定供給ができる体制を整備します。
- ・森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の必要な森林整備を着実に進めます。
- ・森林が持つCO₂吸収機能に新たな経済的価値を創出するJ-クレジット制度について、効果的・効率的なJ-クレジット創出手法を普及・啓発し、さらなる森林整備の拡大につなげます。

(2) 公益的機能を重視した森林づくり

- ・公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階の違いうさまざな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。
- ・人工林であって地位や地利など自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が低いと判断される森林については、公益的機能の発揮のため、自然的条件に応じて帯状または群状の伐採と天然力を生かした広葉樹等の導入により広葉樹林化や針広混交林化を図ります。

(3) 多様な森林づくり

- ・木質バイオマス燃料に活用可能な早生樹や特用林産物の生産に有用な広葉樹林の造成等、目的やニーズに応じた多様な生産林の整備を進めます。
- ・地域の実情に応じて、地域固有の広葉樹林や貴重な景観等を形成する森林づくりを進めます。
- ・花粉発生源対策をより一層加速化し、スギ・ヒノキ林を花粉の少ない森林へ転換するため、特定母樹等の種子の生産体制を強化し、効率的かつ着実な供給に努め、花粉の少ないスギ・ヒノキ苗木等への植替えを促進します。

【基本施策 1－（2）】 県民の命と暮らしを守る森林づくり

（1） 災害に強い森林づくりの推進

- ・ 山地災害の復旧、山地災害危険地区対策による山地災害の未然防止など、県民生活の安全を確保するため、保安林機能を向上させるための森林整備等を行うとともに、治山施設の整備等を進めます。併せて、山地災害の未然防止や良質な水の安定供給につながる水源地域の森林整備を進めます。
- ・ 山地災害危険地区の再点検を行うとともに、既存施設の機能強化を含めた治山施設の計画的な維持管理・更新等、長寿命化対策を推進します。
- ・ 航空レーザ測量等により流木発生リスクが高い箇所を把握し、効果的に流木となるおそれのある溪流沿いの森林整備や治山施設等に異常に堆積した土砂や流木の撤去、流域全体の防災機能を強化する森林整備等を実施し、災害に強い森林づくりを着実に進めます。

（2） 森林の保全と保安林制度の推進

- ・ 森林の有する公益的機能の維持や自然環境との調和に配慮した、適正な土地利用を確保するため、林地開発許可制度の適正な運用に努めます。
- ・ 水源のかん養や山地災害の防止など重要な機能を有する森林を適切に維持・管理していくため、保安林の計画的な指定や整備の推進など、保安林制度の適正な運用に努めます。
- ・ 「三重県水源地域の保全に関する条例」に基づき、水源地域内の土地取引等の事前届出制度の的確な運用を図るとともに、市町及び森林所有者等と連携し、水源地域の森林整備や特定水源地域の保安林への指定を推進します。

（3） 森林病虫害対策及び森林災害対策の着実な実施

- ・ 「保全すべき松林」の被害拡大を防止するため、松くい虫防除を実施する市町に対し、効果的な防除が実施されるよう指導及び情報提供等の支援を行い、市町等における防除対策を促進します。
- ・ カシノナガキクイムシによるナラ枯れの拡大を防止するため、被害状況の把握や対策方法等の情報収集に努め、効果的な被害対策が実施されるよう指導及び情報提供を行います。
- ・ 林野火災予防の普及を行うとともに、森林保険への加入を促進します。

（4） 野生鳥獣による被害の低減

- ・ ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため、必要な防護対策を実施するとともに、森林管理署や市町、森林組合等との連携による地域一体となったニホンジカ等の効果的な捕獲を進めます。
- ・ 森林の更新を阻害しているニホンジカの生息密度を低減させるため、効果的・効率的な捕獲技術の普及・啓発を進めます。

【基本施策 1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化

（1）国・市町等と連携した森林管理の推進

- ・ 県内4流域（北伊勢、南伊勢、伊賀、尾鷲熊野）の地域森林計画及び市町村森林整備計画に即して、造林・伐採等が実施されるよう、森林計画制度の適正な運用に努めます。
- ・ 国有林や隣接府県との情報共有・連携を図り、適正な森林管理を進めます。
- ・ 市町において、手入れが不足した森林を中心に、森林環境譲与税を活用した森林整備が円滑に進められるよう、市町ごとの課題やニーズに対応した人的・技術的な支援を通じ、県と市町が協働して森林づくりを進められる体制の強化を図ります。
- ・ 適正な伐採と伐採後の更新が行われるよう、伐採箇所の巡視や造林の実施状況の的確な把握など、伐採及び伐採後の造林届出制度の的確な運用を図るとともに、衛星画像等の活用により伐採箇所を効率的に把握し、市町への情報提供に努めます。
- ・ 森林法に基づく新たに森林の土地の所有者となった場合の届出制度の的確な運用や、関係行政機関の連携による情報の共有等を進め、森林所有者情報が整備されている林地台帳の精度の向上を図ります。
- ・ 森林づくりを進めるうえで必要となる森林境界の明確化を効率的に進めていくため、航空レーザ測量等のスマート技術の活用を促進します。
- ・ ドローンや航空レーザ測量等のリモートセンシング技術やクラウドシステム等を効果的に運用できる体制の構築を進め、一連の事務手続きをスマート化するなど、森林・林業全体のDX化を推進します。

（2）森林資源データの整備と情報提供

- ・ 森林組合等が実施する森林境界の明確化等の成果を森林GISに的確に反映し、森林情報の精度の向上を図ります。
- ・ 森林GIS等で管理するさまざまな情報について、インターネットを介して市町、林業事業者、森林所有者等と双方向で情報の共有・更新ができるよう、クラウドシステムの適正な運用とネットワーク化の促進を図ります。
- ・ 人工衛星や航空レーザ測量等のリモートセンシングの技術を活用し、精度の高い森林資源情報等の効果的かつ的確な把握に努めます。

（3）森林の公有林化等による公的管理

- ・ 特定水源地域等の公益的機能の発揮が求められる森林のうち、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置し、森林所有者による適切な整備が見込めない森林については、森林管理の協定による経営の受託や市町による公有林化、森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備の実施など、公的な管理を促進します。
- ・ 県行造林地の適切な森林整備を進めるとともに、伐期を迎えた箇所については計画的な伐採と、伐採後の的確な更新を図ります。

（4）森林の公益的機能発揮に向けての研究

- ・ 森林整備による、土砂流出や流木発生の抑制効果を検証するため、県内各地で実証研究を進めます。

【基本施策 2 - (1)】 林業及び木材産業等の振興

(1) 森林施業の集約化の促進

- ・森林施業プランナー等による森林所有者への働きかけにより施業の集約化を進めるとともに、森林経営計画の作成を促進します。また、森林経営管理制度に基づき集積した森林の経営管理について、意欲と能力のある林業事業者への再委託等を促進します。
- ・森林所有者や森林境界の明確化、施業履歴等のデータ集積による、精度の高い森林資源情報を活用した森林施業の集約化を促進します。
- ・森林所有者から森林組合や認定林業事業者等への森林管理の長期施業委託を促進します。

(2) 多様な原木の安定供給体制の構築

- ・製材、合板、木質バイオマス燃料等さまざまな需要に応じた多様な原木を安定的・効率的に供給するため、木材の需給情報の共有を進めるとともに地域の実情に応じた安定供給体制の構築を図ります。
- ・中間土場、山土場等を活用した原木の需要先への直送など、商流と物流の分離による原木流通の効率化や低コスト化を図ります。
- ・既存の木材需要に加え、新たな大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制を整備し、林業・木材産業の競争力の強化を図ります。

(3) 林業・木材産業の競争力強化とスマート化

- ・素材生産の低コスト化に向け、高性能林業機械の導入を促進するとともに、基盤となる林道、林業専用道、森林作業道等の路網をそれぞれの役割に応じて効果的に整備することで、地域の実情に応じた効率的な作業システムの構築を図ります。
- ・造林の省力化や低コスト化を図る観点から、伐採と造林の一貫作業システムの導入を促進するとともに、成長に優れた品種の種苗や植栽適期が長いコンテナ苗の生産体制の整備を進めます。
- ・品質・性能、価格や供給の安定性の面において競争力のある木材製品や、少量・多品種等のニーズに応じた木材製品を供給するため、サプライチェーンの構築を進めるほか、ICTを活用した効率的な木材加工・流通体制の整備を促進します。
- ・航空レーザ測量等による精緻な森林資源情報の把握や、林業現場におけるドローンやICT等の新たな技術の導入を促進するとともに、これらの先端技術を先導的に現場に取り入れる技能者を育成し、林業のスマート化を加速化します。
- ・低密度植栽や伐採と造林の一貫作業システム、スマート林業の導入、施業の集約化を促進することにより、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換の実現につなげ、木材生産活動を活発化し、豊富な森林資源を活用した循環型林業の確立をめざします。

(4) 多様な収入源の創出

- ・健康・観光・教育などさまざまな分野へ広がっている森林空間の活用への新しいニーズをふまえ、林業だけでなく、農業や観光業、自然体験などさまざまな業種を複合的に組み合わせ、中山間地域の所得向上と定住促進を図ります。
- ・森林から生み出される資源を新たな視点で有効に活用した、新商品の開発等を促進します。
- ・J-クレジットの効果的・効率的な創出手法の普及・啓発により、J-クレジット認証取得の取組を拡大するとともに、民間企業のカーボンオフセットの取組における森林由来のJ-クレジットの活用を促進し、森林整備のための新たな収入源の創出につなげます。

(5) 特用林産の振興

- ・安全・安心な特用林産物を供給するため、生産体制の整備を促進します。
- ・きのこ生産者に対して生産性向上のための技術指導を行うとともに、消費者に対しては安全・安心なきのこ等の情報提供を行います。
- ・空調のための消費電力が少ない高温発生型のきのこや、抗腫瘍効果等の機能性が高いと考えられる新たな食用きのこの人工栽培技術を開発し、生産者に普及します。
- ・菌床きのこ栽培施設やほだ場等の生産基盤の整備に対する支援や、持続的な利用や生産の効率化を図る技術の開発・改良等に取り組みます。
- ・特用林産物の需要拡大に向け、消費者ニーズに対応した商品の開発や販売を促進します。

(6) 効率的な林業生産活動のための研究

- ・育林コストを低減させるため、スギコンテナ大苗等を利用した育林技術の確立や、低コストで実施できる獣害防護柵の設置手法等の検証に取り組みます。
- ・安全で効率的な木材生産を行うための作業システムや、ドローンやICT等の新たな技術を取り入れた林業の効率化に関する研究開発に取り組みます。

【基本施策 2 - (2)】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

(1) 林業の担い手の育成・確保

- ・林業の新規就業者を確保するため、県内高校生や首都圏等の林業就業希望者に対して就業や移住等に関する情報提供や相談会等を開催するとともに、就業体験や技術研修を行います。
- ・林業は他の産業に比べ労働災害の発生率が高いことから、労働災害防止に向けた取組や職場環境の改善等を促し、労働災害の削減を図ります。
- ・素材生産量の増大に向けて生産性の向上を図るため、急峻な地形に対応した架線集材に関する技術・知識や高性能林業機械の操作・メンテナンス等の高い技術を持った人材の育成を図ります。
- ・森林所有者へ施業提案を行い、地域において施業の集約化を担う森林施業プランナーの技術力向上を図ります。
- ・将来にわたる持続的な林業の活性化に向けて、効率的な林業経営や新たな林業の展開等ができる高度な林業人材の育成を図ります。
- ・「みえ森林・林業アカデミー」を中心に、関係団体とも連携しながら適正な森林管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った林業人材の育成を図るとともに、他府県の林業大学校や「公益社団法人みえ林業総合支援機構」等とも連携し、新規就業者の確保に努めます。
- ・森林経営管理制度の導入など、森林・林業行政における市町の役割が強化されていることから、「みえ森林・林業アカデミー」において市町職員の人材育成を支援します。
- ・「みえ森林・林業アカデミー」受講生への受講後のフォローアップ等を実施し、相互の情報交換や技術力の向上を図ります。
- ・「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、キャリアに応じた人材育成と活動支援を行える体制を強化するとともに、一体的な学びの機会の提供に努めます。
- ・森林の整備・保全と林業の活性化を図るため、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施できる森林総合監理士（フォレスター）や林業普及指導員の育成を図ります。

(2) 地域を担う多様な人づくり

- ・林業は中山間地域の仕事の場を創出し、定住を促進するなど、地域活性化に欠かすことができない産業であることをふまえ、中山間地域の振興の視点を持った林業人材の育成を図ります。
- ・林業の活性化や中山間地域の振興を図るため、中山間地域の資源を生かした新たな森林・林業ビジネスの展開等ができる先進的で経営センスあふれる人材の育成を図ります。
- ・小規模な森林所有者等の自主的な森林整備や素材生産活動を促すため、市町等と連携して、地域経済の活性化にも資する木の駅プロジェクト等の地域における活動を促進し、自伐型林業の活性化を図ります。
- ・障がい者が多様な担い手として活躍できるよう、林業と福祉をつなぐコーディネーターの活動への支援等を通じ、苗木生産や木工分野等における福祉事業所との連携の促進を図ります。
- ・多様な林業労働力の確保に向けて、異業種との連携や林業事業体間の連携、林業への新規参入や特定地域づくり事業協同組合等の枠組みの活用を促進するとともに、女性の参画の促進や外国人材の受け入れに向けた環境整備を進めます。
- ・将来の中山間地域の担い手となる子どもたちへの山村への理解・関心を深めるため、幼少期からの森林教育を推進します。

(3) 林業事業者の育成と経営力の向上

- ・ 地域林業の中核的な役割を担う林業事業者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を図ります。
- ・ 森林整備の推進や素材生産量の増大を図るため、林業への新規参入の促進や「みえ森林・林業アカデミー」等による人材育成を通じて、事業者の育成・確保を図ります。

【基本施策 2－(3)】 県産材の利用の促進

(1) 県産材の需要の拡大

- ・ 県産材は全国でも見た目や香りにおいて高い評価を得ていることをふまえ、県産無垢材の表面品質の高さをアピールできる製品の販路拡大に取り組みます。
- ・ 尾鷲ヒノキをはじめとする県内の優良材やF S C等の森林認証材の魅力を生かした付加価値の高い製品の販売展開を促進します。
- ・ 木材の輸出を促進するため、アジア圏におけるニーズの的確な把握や、輸出用原木や製品の安定供給に向けた取組を促進します。
- ・ 県内合板工場から生産される合板をはじめとする県産材の利用促進に向け、公共工事における利用や内装材への活用等を推進します。
- ・ 生産性の高い大型製材工場等の大ロットの需要にも安定的に原木を供給できる生産体制の整備を進めます。
- ・ 再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益が相対的に大きい製材・合板向けのA材及びB材の需要拡大に取り組みます。
- ・ 木材利用とカーボンニュートラルの結びつきについて、県民や事業者等の理解を促進し、建築物における県産材利用の拡大を図ります。

(2) 信頼される県産材の供給の促進

- ・ 木材の需要者に安心して使っていただけるよう、規格基準が明確な「三重の木」認証材やJ A S材の普及による県産材の品質向上に努めます。
- ・ 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」の改正等をふまえ、県産材の合法性がより一層確保されるよう、関係事業者への情報発信を進めます。
- ・ 県産材の強みを生かした単価の高い地域材製品の生産や細かなニーズへの柔軟な対応を通じて、競争力の強化を図ります。
- ・ 製材工場間の連携を図りつつ、製材品を必要な時に必要な量を納品できる体制を構築して県産材の信頼性を向上させるなど、外材・県外産材から県産材への転換に向けた取組を促進します。
- ・ 小規模・分散的な原木供給の体制から、製材・合板工場等に対する価格交渉力を高めつつ、地域の核となる者が取りまとめ、原木を安定的に供給できる体制への転換を促します。

(3) 住宅建設における木材利用の促進

- ・ 県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、素材生産業者、製材業者、工務店、建築士、等の川上から川下までの多様なネットワークやサプライチェーンを構築し、消費者ニーズにマッチした顔の見える家づくりを推進します。
- ・ 今後の生産増加が見込まれる中・大径材を活用し、住宅等における無垢材の梁桁や内装材としての利用を促進します。
- ・ 住宅メーカー等と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。

(4) 中・大規模施設等の木材利用の推進

- ・ 県産材の利用拡大を図るため、C L Tや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用もふまえ、県や市町が建築する公共施設や民間商業施設等の非住宅分野における木造・木質化を促進します。
- ・ 中大規模建築物や非住宅建築物において、木造・木質化の相談や積極的な県産材利用の提案ができる、技術力を持った建築士の養成を進めます。
- ・ 建築基準法の改正や森林環境譲与税の導入により、都市部を中心に建築物等における木材利用

の動きが活発化していることから、市町や事業者等と連携して、小規模施設を含む建築物の発注者に対する働きかけや支援等に取り組みます。

- ・増加が見込まれる中大規模建築物における木材利用に対し、材料が安定的に供給できるよう、材工分離発注等の材料調達に配慮した手法の普及や、地域における木材供給ネットワークの構築を進めます。
- ・中大規模木造建築物の建築主と「建築物木材利用促進協定」を締結し、連携して県産材の持つ魅力の情報発信を推進します。

(5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進

- ・県内における木質バイオマス発電や熱利用など、エネルギー利用に必要となるC材の安定供給体制の構築を進めます。
- ・森林資源のカスケード利用を進めるため、全木集材等の効率的な木材の生産、収集・運搬の仕組みづくりを進めます。また、地域における自伐林家の活動を通じた木質バイオマスの地産地消の取組を促進します。

(6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

- ・県産材の利用促進のため、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための技術開発に取り組みます。
- ・県内の林業事業体や民間企業、自治体等からの要請に応えた研究・開発を行うとともに、その成果を速やかに公表し普及に努めます。

【基本施策 3－（1）】森林文化の振興

（1）森林の文化的価値の保全及び活用

- ・世界遺産や日本農業遺産の制度を活用し、県内の伝統的な林業や森林文化の価値向上と情報発信力の強化を図るとともに、市町、団体等と連携し地域の魅力向上や活性化を促進します。
- ・森林の恵みが豊かな川や海を育み、人の暮らしや食をはじめとする地域の文化を生み出す源流となっていることなど、森林と人の営みに関する情報発信に努めます。
- ・消費者の求める価値が多様化していることから、ジビエや広葉樹をはじめとする新しい価値に着目した森林資源の活用を促進します。

（2）森林文化の体験と交流の促進

- ・三重県が誇る美しい自然景観等の地域資源を活用した、自然体験等のエコツーリズムの取組、林業や田舎暮らし体験等のプログラムを充実させることで、県内外からの誘客を促進するとともに、地域の活力向上を図ります。
- ・都市住民と山村地域の交流の促進や森林文化の体験機会を創出するため、森林を含めた自然を体験できる、森林公園や長距離自然歩道等の自然体験施設の適切な管理に努めます。

（3）里山の整備及び保全の促進

- ・人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守りつつ、自然とのふれあい、活動の場として再生・活用していただくため、地域住民やNPO等による保全活動を促進します。

（4）森林文化の継承

- ・伊勢神宮や熊野古道など、自然や森林と人の営みのつながりにまつわる文化の保全・継承に努めます。
- ・木を活用する伝統産業など「木の文化」の継承・復興に必要な、有用広葉樹種の育成及び安定供給の取組を促進します。

【基本施策 3－(2)】 森林教育の振興

(1) 森林教育に関わる「人づくり」

- ・ 県民の皆さんに森林の公益的機能や森林教育への関心を高めるため、県内各地で開催されるイベントとの連携や各種メディアを活用した情報発信に努めます。
- ・ 豊富な知識や技術を有した指導者のもとで森林教育を推進していくため、育成した指導者に対するフォローアップの取組や、指導者間のネットワークづくりを進めるとともに、地域で活躍する新たな指導者の育成に努めます。

(2) 森林教育に関わる「場づくり」

- ・ 県民の皆さんが気軽に森林・林業や木材にふれ、学びや体験が行えるよう、市町や民間企業、関係団体等と連携協力して、みえ森林教育ステーションをはじめとする森林教育の場の設置や確保を進めます。
- ・ 森林教育を受ける機会を増やすため、森林公園等を活用した体験活動の充実や学校教育や保育現場における森林教育のプログラムの充実、森林や自然体験を重視した自然保育の取組の拡大に努めます。

(3) 森林教育に関わる「仕組みづくり」

- ・ 学校における森林教育を推進していくため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として関係機関や、地域の森林教育指導者とのコーディネートを進めるとともに、授業に取り入れやすい森林教育プログラムを作成するなど、段階的な教育をサポートする取組を進めます。
- ・ 森林教育を通じて、将来の中山間地域の担い手となる人材を育成していくため、地域の課題や特徴を盛り込んだ教育活動の実践や、担い手の育成に結び付く教育活動の充実を図るとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築を進めます。

【基本施策4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進と意識の醸成

- ・森林づくり活動団体や地域住民による森林整備を促進するため、「みえ森づくりサポートセンター」を核として、基礎的な技術研修や活動に必要な情報提供等を進めます。
- ・森林づくり活動団体の活動の活性化を図るため、市町等と連携した活動への支援を行うとともに、移住者等の森林づくりへの参加を促進します。
- ・企業の森活動のより一層の充実を図るため、企業関係者と地域住民との交流促進など、活動の幅を広げるための支援を行います。
- ・NPO、企業、教育機関、行政等の関係者による森林づくりのネットワークを構築し、多様な主体による植樹等の森林づくり活動を促進します。
- ・森林・緑に関するイベントやコンクール等の開催を通じ、県民の皆さんの森林づくりに関する意識の醸成を図ります。

(2) 緑化活動の促進

- ・県民の緑を大切に思う心を育むため、緑化活動に取り組む団体と連携し、地域の緑を育む活動等を通じ、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。
- ・次代を担う子どもたちの地域における緑を守り育てる活動が継続して実施されるよう、みどりの少年隊等の活動支援に取り組みます。

(3) 三重のもりづくり月間の取組

- ・森林づくりや木づかいの意義を県民で共有し、意識を醸成するための取組を、三重のもりづくり月間（毎年10月）を中心に進めます。

【基本施策4－(2)】木づかいの促進

(1) 暮らしの中での木づかいの促進

- ・家庭や子育てにおける木づかいを促進するため、木の良さを伝えるイベントの開催や情報発信を進めます。
- ・暮らしに取り入れたいくなるような魅力的な県産木製品を表彰するコンクールの実施、木づかい宣言事業者との連携、みえ森林教育ステーションの整備などにより、身近に県産材とふれあえる機会を提供し、日常生活において県産木製品が選ばれる環境の整備を進めます。

(2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

- ・県民全体での木づかいを促進するため、PR効果の大きい企業等における木材利用に向けた提案や情報提供を行うなど、さまざまな支援を進めます。
- ・県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進するとともに、木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携して、木づかいや県産材利用に係る積極的な情報発信を行います。

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第1章の2に掲げた基本方針ごとの数値目標について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和16(2034)年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

[重点プロジェクト編]

第5章 重点プロジェクト

森林・林業を取り巻く課題や社会情勢の変化等に対応するため、計画期間前半の5年間において、各基本方針の横断的かつ重点的に実施すべき取組を「重点プロジェクト」と位置づけて、4つの新たな「重点プロジェクト」に注力して取り組むこととします。

① 「新しい林業」推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県内の森林は、利用期を迎えた 50 年生を超える民有林人工林が約 8 割を占め、森林資源が充実している状況となっています。この豊富な森林資源を活用し、持続可能な林業を確立するとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、CO₂ 吸収機能の高い森林へ転換していくためには、主伐・再造林を促進していく必要があります。

一方で、主伐による木材販売収入に対して、再造林や保育等に要する経費が高くなっていることが要因となり、主伐・再造林が進んでいない状況です。

こうしたことから、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換していく「新しい林業」を推進していくため、新しい技術を活用した生産性・安全性の向上、成長の早い苗木の活用や低密度植栽等による低コスト化を図るとともに、林業生産の基盤となる路網の整備を進める必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 林業現場におけるスマート技術や低コスト造林技術の導入、林道・林業専用道・森林作業道等の路網の効果的な整備を促進し、林業生産コストの低減を図り、伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換する「新しい林業」の実現をめざします。
- 「新しい林業」を実現することにより、主伐・再造林を進め、県内の豊富な森林資源を活用した持続可能な循環型林業の確立を図ります。
- 主伐・再造林が促進されるとともに、成長が早く花粉の少ない苗木への植替えを促すことで、CO₂ の吸収が旺盛で花粉の発生量が少ない森林への転換を図ります。

ウ. 手法

- ICT等の技術に精通し、各地域の林業事業者において、スマート林業の導入について先導的な役割を果たす技能者の育成、スマート技術を活用した機器導入等への支援
- 伐採や搬出作業で使用した林業機械を活用した地拵えや苗木運搬等により、造林作業の効率化を図る一貫作業システムの導入等の再造林コストを低減させるための技術や知識の普及
- 植栽適期が長く、伐採と植栽を一体的に行う一貫作業システムに有効な植栽時期を選ばないコンテナ苗生産への支援
- 下刈り回数の削減に寄与する成長が早い苗木の増産に向けた採種園の整備や種子及び苗木生産者への支援
- 木材生産の基盤となる森林作業道等の路網開設への支援

エ. 成果指標

成果指標	「新しい林業」に取り組む事業者数
R11 (2029)	34 事業者

※「新しい林業」に取り組む事業者数とは、ICT等のスマート技術の導入や低コスト造林に取り組む林業事業者の数をいいます。

② 林業の担い手確保・育成プロジェクト

ア. 現状と課題

少子・高齢化の進展により、平成7（1995）年から県内の労働の中核的な担い手となる生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）は減少が続いており、今後も、同様に減少傾向で推移すると推計しています。また、本県における林業就業者数は、長期的に減少傾向となっており、昭和55（1980）年には3,912人であった林業就業者が、令和2（2020）年の調査では930人と、4分の1以下にまで減少しています。

一方で、期待が高まっているCO₂吸収機能をはじめとする森林の多面的機能を持続的に発揮していくためには、主伐・再造林や森林環境譲与税を活用した森林整備をより一層促進していくことが必要となっていますが、これに対応できる林業労働者が不足しています。

このことから、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代の森林・林業を担う人材を確保・育成していくため、新規就業者から既就業者までの各段階に応じた総合的な取組を強化していく必要があります。加えて、主伐後の再造林や保育、苗木の生産等の場面において活躍する、異業種の企業等との連携を促進するなど、多様な林業労働力を確保していくことも必要です。

イ. プロジェクトのねらい

- 一貫した林業人材の確保・育成や活動支援を行える体制を構築することで、増大する主伐や再造林、保育等に対応できる労働力の確保を図ります。
- 林業における労働安全性の確保や労働環境の改善を進め、林業への就業意欲の醸成や新規就業者の定着率の向上を図ります。
- 伐採と造林の一貫作業システムを促進し、施業の効率化を図るとともに、再造林等の作業において異業種や外国人材等の活用を促進し、人口減少に対応した将来にわたって労働力を確保できるシステムの構築をめざします。

ウ. 手法

- 「(公社) みえ林業総合支援機構」と連携した、就業ガイダンスや林業体験ツアー等の新規就業者確保対策の推進のほか、林業事業体と異業種や外国人材等との労働力のマッチング
- 「みえ森林・林業アカデミー」における、主に既就業者を対象とした林業人材の育成や、異業種・外国人材等の新たな労働力の活用促進に向けた講座運営
- 労働安全衛生指導員の養成や安全作業に寄与する機材等の導入支援
- 異業種や外国人材等が活躍できる施業モデルの構築や、林業事業体における受け入れに必要な研修等の実施に向けた支援
- 幼児教育や学校教育現場における森林教育プログラムや自然体験機会の充実

エ. 成果指標

成果指標	新たに林業に従事する多様な労働者数
R11（2029）	300人

※新たに林業に従事する多様な労働者数とは、新規就業者に加え、異業種や県外の林業事業体等も含めた県内で林業作業に従事した者の数をいいます。

③ みえの木づかい推進プロジェクト

ア. 現状と課題

住宅をはじめとする建築物全般の着工数が減少傾向にある中、県や市町による「木材利用方針」の策定や森林環境譲与税の導入により、公共建築物における木造・木質化は拡大してきていますが、さらなる木材需要の拡大に向けては、民間の非住宅建築物における木材利用を促進していく必要があります。

また、炭素を長期的に固定することに加え、材料製造時のCO₂の排出が少ない木材の特性とカーボンニュートラルの結びつきについて、設計士や工務店、製材事業者等と連携し、県民や事業者等へのPRや普及に取り組み、木材利用に対する理解の促進を図ることが重要です。

さらに、中大規模の木造建築物において県産材が選択されるためには、木材の調達課題となることから、安定的かつ効率的に木材供給が可能な体制を構築する必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 行政関係者、事業者、工務店、建築士、製材事業者等と連携し、木材を利用することがカーボンニュートラルの実現と密接につながることにについて理解を深めることにより、非住宅建築物県産材利用を促進します。
- 県産材が安定的かつ効率的に供給できる体制が整備されることで、建築物において県産材が優先的に選択される社会の構築を目指します。

ウ. 手法

- 非住宅木造建築物の設計への支援
- 建築物の木造・木質化の提案ができる建築士の育成
- 木づかい宣言事業者登録制度と三重県木材CO₂固定量認証制度をリニューアルし、中大規模木造建築・木質化によるCO₂固定量を認証・登録する制度を創設
- 木づかい宣言事業者や「建築物木材利用促進協定」の締結事業者と連携した県産材利用の情報発信
- 中大規模木造建築物の建築において、材工分離発注等により木材の供給ができる体制を県内各地に構築
- 民間需要に対応できる設計士や工務店、木材コーディネーターとのネットワークの構築

エ. 成果指標

成果指標	木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量（累計）
R11（2029）	600t-CO ₂

※木づかい宣言事業者等による二酸化炭素固定量とは、木づかい宣言事業者等の建築物等における木材利用によるCO₂固定量として県が認証した量をいいます。

④ みんなで取り組む三重の森づくり推進プロジェクト

ア. 現状と課題

県では、令和6（2024）年度からみえ森と緑の県民税第3期制度を開始し、県民全体で森林を支える社会づくりを一層進めることとしています。また、令和2（2020）年10月には、これまでの森林環境教育・木育をさらに発展させるため、「みえ森林教育ビジョン」を策定し、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築等に取り組んでいます。

さらに、令和3（2021）年2月には、知事が県議会において、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、県民全体で森林を支える社会づくりの実現に向けた気運を高める絶好の機会となる、全国植樹祭の令和13（2031）年招致を表明しました。

これらのことをふまえて、令和13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、これまで以上に県民や企業等における森林づくりへの意識の醸成を進めるとともに、さまざまな主体による森づくり活動が展開されるよう、森づくり活動に関わる関係者の連携や、学校教育現場を中心とした子どもたちへの森林教育に取り組んでいく必要があります。

イ. プロジェクトのねらい

- 令和13（2031）年の全国植樹祭招致に向けて、県内全体で森林づくりへの気運が醸成され、県内各地でさまざまな主体が連携した森づくり活動を展開している姿をめざします。
- 幼児教育や学校教育現場において森林教育が導入され、将来にわたって県民が森林づくりに関わり、森林を守り育てようとする意識が醸成される教育体系の構築を進めます。

ウ. 手法

- みどりの少年隊をはじめとする森づくり活動団体やNPO、企業、教育機関、行政等で構成する「三重の森づくりネットワーク」を通じて関係者が連携し三重の森づくり運動を展開できる体制を構築
- 森林フェスタの開催やみえ森林教育ステーションの整備を進め、森林とふれあえる場や機会を創出
- 地域の学校教育現場での森林教育で活躍する指導者の育成や活動への支援
- 森林由来のJ-クレジットを購入する企業と森林づくり活動機会のコーディネートを通じた新たな企業の参画促進

エ. 成果指標

成果指標	三重の森づくりネットワーク会員数
R11（2029）	100 団体

※三重の森づくりネットワーク会員数とは、三重の森づくりネットワークに参加する企業・NPO・教育機関・行政等の団体数をいいます。

令和 5 年度における森林環境譲与税の活用状況について

1 森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

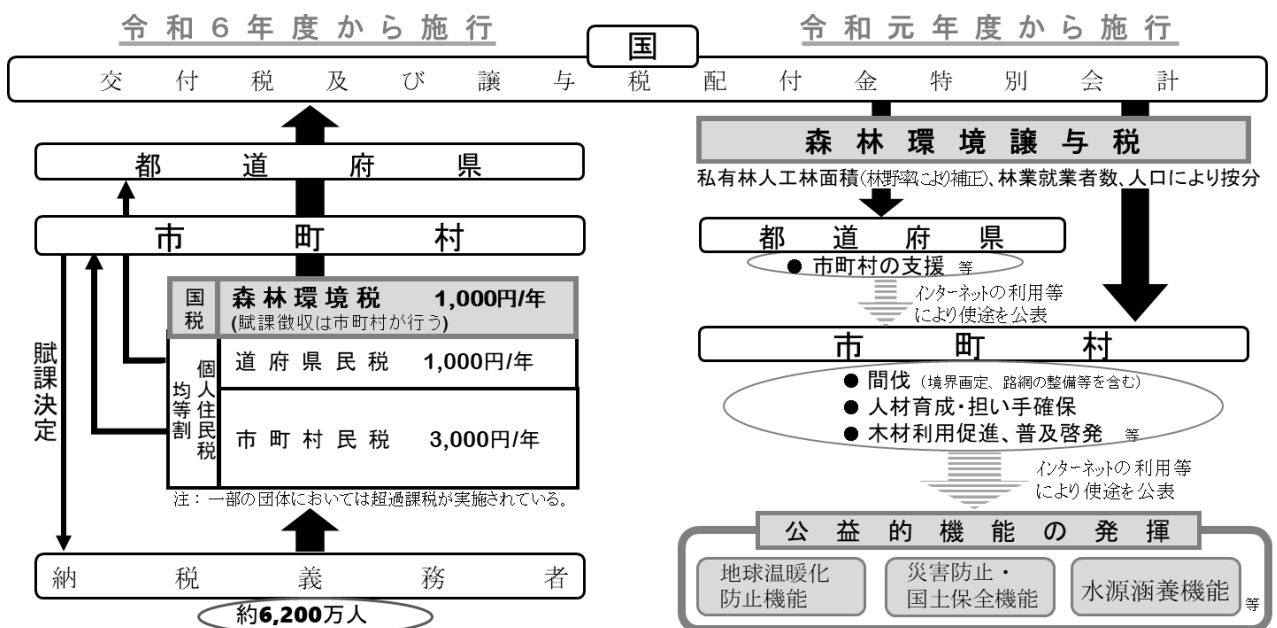
この森林環境譲与税は、同法律において使途が定められており、市町村は、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県は「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

2 森林環境税と森林環境譲与税の仕組み

「森林環境税」は、令和 6 年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として 1 人年額 1,000 円を市町村が賦課徴収しています。

また、「森林環境譲与税」は、市町村による森林整備の財源として、令和元年度から、市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

【制度イメージ】



3 みえ森と緑の県民税との棲み分け

県では、平成26年度からみえ森と緑の県民税を導入し、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めていました。

そのような状況の中、国の森林環境譲与税の導入を受け、平成31年2月に、「三重県における森林環境譲与税についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、みえ森と緑の県民税と森林環境譲与税の用途を棲み分けて、双方を有効に活用した、両税一体となった森林づくりを進めています。

4 県内における森林環境譲与税の譲与額と活用額

令和5年度の活用状況については、市町への譲与額が約10億5千万円に対し、活用額は約11億1千万円（過年度に積み立てた基金の取崩分を含む）、県への譲与額が約1億4千万円に対し、活用額は約1億円となりました。

令和元年度から5年度の5年間の活用状況については、市町への譲与額が約41億円に対し、活用額は約30億9千万円（活用率約75%）、県への譲与額が約6億7千万円に対し、活用額は約5億7千万円（活用率約86%）となっています。

【市町・県の譲与税活用状況】

(千円)

区分		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
市町	譲与額	382,102	811,993	813,573	1,046,374	1,046,374	4,100,416
	活用額	179,934	465,335	428,774	900,303	1,111,957	3,086,303
	活用率	47%	57%	53%	86%	107%	75%
県	譲与額	95,527	143,290	143,570	142,686	142,686	667,759
	活用額	67,442	90,029	145,546	172,187	98,162	573,366
	活用率	71%	63%	101%	121%	69%	86%

5 市町の森林環境譲与税を活用した取組実績

市町では、森林所有者に対する経営管理の意向調査や森林境界明確化を実施するとともに、これまでに境界明確化を実施した箇所で、間伐等の森林整備が本格化するなど、森林環境譲与税を活用した森林整備面積は年々増加しています。

また、森林の少ない市町においては、公共建築物における木造・木質化等の木材利用の促進を中心に活用や基金の積立がされています。

【市町の主な取組実績】

区分	主な取組実績	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
森林整備等	意向調査面積 (ha)	2,949	19,071	7,542	13,071	6,721	49,354
	森林境界明確化面積 (ha)	353	789	1,178	1,726	1,708	5,754
	森林整備面積 (ha)	232	417	406	741	1,220	3,016
	森林作業道の整備延長 (m)	0	0	0	5,526	13,014	18,540
人材の育成・担い手の確保	研修等の参加人数 (人)	19	8	31	24	14	96
木材利用	公共建築物等における木材利用量 (m ³)	約18	約125	約26	約136	約67	約372

【市町の取組区分別譲与税活用状況】

(千円)

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計	活用割合
森林整備等	157,236	351,913	359,267	752,475	993,300	2,614,191	約85%
人材の育成・担い手の確保	448	8,423	21,213	20,023	35,784	85,891	約3%
木材利用	22,250	104,999	48,294	127,805	82,873	386,221	約12%
活用額計	179,934	465,335	428,774	900,303	1,111,957	3,086,303	100%

6 県の森林環境譲与税を活用した取組実績

県では、市町における森林環境譲与税を活用した森林整備等の促進に向け、「みえ森林経営管理支援センター」のアドバイザーによる支援や森林クラウドを通じた航空レーザ測量成果の共有、「みえ森林・林業アカデミー」における人材の育成を行うとともに、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携した新たな担い手の確保、木材利用の推進等に取り組みました。

【県の主な取組実績】

区分	主な取組実績	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計
市町への業務支援	「みえ森林経営管理支援センター」による支援市町数（市町）	29	29	29	29	29	-
森林整備の促進に向けた支援	森林クラウドへの航空レーザ測量成果反映面積（km ² ）	-	398	565	764	523	2,250
人材の育成・担い手の確保	「みえ森林・林業アカデミー」における林業人材育成数（人）	280	234	273	222	188	1,197
	就業ガイダンス等の参加人数（人）	73	95	51	93	108	420
木材利用	公共建築物等における木造・木質化件数（件）	-	1	1	1	1	4

【県の取組区分別譲与税活用状況】

（千円）

区分	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計	活用割合
市町への業務支援	15,501	21,418	20,160	24,571	24,830	106,480	約19%
森林整備の促進に向けた支援	14,136	13,818	15,558	16,052	21,870	81,434	約14%
人材の育成・担い手の確保	37,509	53,205	102,402	127,200	42,595	362,911	約63%
木材利用	296	1,588	7,426	4,364	8,867	22,541	約4%
活用額計	67,442	90,029	145,546	172,187	98,162	573,366	100%

7 今後の対応方針

森林環境譲与税の導入から5年が経過し、市町における同税を活用した森林整備等の取組については着実に進展してきました。一方、市町で取組状況に差が生じていることから、今後も、市町との意見交換を十分に行いながら、それぞれの課題に応じたきめ細やかな支援を行い、森林環境譲与税を活用した森林整備等を促進してまいります。